

令和4年第1回東大和市議会定例会会議録第1号

令和4年2月22日（火曜日）

出席議員（21名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 二宮由子君 | 2番 | 大后治雄君 |
| 4番 | 実川圭子君 | 5番 | 森田真一君 |
| 6番 | 尾崎利一君 | 7番 | 上林真佐恵君 |
| 8番 | 中村庄一郎君 | 9番 | 木下富雄君 |
| 10番 | 根岸聡彦君 | 11番 | 森田博之君 |
| 12番 | 蜂須賀千雅君 | 13番 | 関田正民君 |
| 14番 | 和地仁美君 | 15番 | 佐竹康彦君 |
| 16番 | 荒幡伸一君 | 17番 | 木戸岡秀彦君 |
| 18番 | 東口正美君 | 19番 | 中間建二君 |
| 20番 | 大川元君 | 21番 | 床鍋義博君 |
| 22番 | 中野志乃夫君 | | |

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

| | | | |
|------|-------|-------|--------|
| 事務局長 | 鈴木尚君 | 事務局次長 | 並木俊則君 |
| 議事係長 | 吉岡繁樹君 | 主任 | 関口百合子君 |
| 主任 | 下妻敬史君 | | |

出席説明員（26名）

| | | | |
|---------|-------|--------|--------|
| 市長 | 尾崎保夫君 | 副市長 | 小島昇公君 |
| 教育長 | 真如昌美君 | 企画財政部長 | 神山尚君 |
| 総務部長 | 阿部晴彦君 | 市民部長 | 田村美砂君 |
| 子育て支援部長 | 吉沢寿子君 | 福祉部長 | 川口荘一君 |
| 環境部長 | 松本幹男君 | 都市建設部長 | 田辺康弘君 |
| 学校教育部長 | 矢吹勇一君 | 社会教育部長 | 小俣学君 |
| 企画課長 | 荒井亮二君 | 秘書広報課長 | 五十嵐孝雄君 |
| 財政課長 | 鈴木俊也君 | 総務管財課長 | 宮田智雄君 |
| 文書課長 | 嶋田淳君 | 情報管理課長 | 菊地浩君 |

職員課長 岩本尚史君
子育て支援課長 新海隆弘君
青少年課長 石川博隆君
生活福祉課長 川田貴之君

保険年金課長 岩野秀夫君
保育課長 関田孝志君
福祉推進課長 山田茂人君
建築課長 中橋健君

議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 市長施政方針表明

第 4 諸報告

(1) 市長報告

(2) 議長報告

第 5 第 1 号議案 令和4年度東大和市一般会計予算

第 6 第 2 号議案 令和4年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算

第 7 第 3 号議案 令和4年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算

第 8 第 4 号議案 令和4年度東大和市介護保険事業特別会計予算

第 9 第 5 号議案 令和4年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算

第10 第 6 号議案 令和4年度東大和市下水道事業会計予算

第11 第 2 号報告 専決処分の報告について

第12 第 1 号同意 東大和市教育委員会教育長の任命について

第13 第 7 号議案 専決処分の承認について

第14 第 8 号議案 東大和市職員のサービスの宣誓に関する条例

第15 第 9 号議案 東大和市公告式条例の一部を改正する条例

第16 第10号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

第17 第11号議案 東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第18 第12号議案 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第19 第13号議案 東大和市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

第20 第14号議案 東大和市生涯学習推進計画審議会条例の一部を改正する条例

第21 第15号議案 東大和市民会館条例の一部を改正する条例

第22 第16号議案 東大和市立児童館条例の一部を改正する条例

第23 第17号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例

第24 第18号議案 東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第25 第19号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第26 第20号議案 東大和市小規模企業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例

第27 第21号議案 東大和市中企業勤労者生活資金融資条例の一部を改正する条例

第28 第22号議案 東大和市消防団条例の一部を改正する条例

- 第 2 9 第 2 3 号議案 東大和市敬老金支給条例を廃止する条例
- 第 3 0 第 2 9 号議案 市道路線の変更について
- 第 3 1 第 3 0 号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第 3 2 第 2 4 号議案 令和 3 年度東大和市一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 第 3 3 第 2 5 号議案 令和 3 年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 3 4 第 2 6 号議案 令和 3 年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 3 5 第 2 7 号議案 令和 3 年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 3 6 第 2 8 号議案 令和 3 年度東大和市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 7 陳情の付託

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 2 4 まで

午前 9時30分 開会・開議

○議長（関田正民君） ただいまから、令和4年第1回東大和市議会定例会を開会いたします。

○議長（関田正民君） 直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（関田正民君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、東口正美議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） おはようございます。

去る2月17日に、議会運営委員会が開催されましたので御報告申し上げます。

まず定例会の会期であります、本日2月22日より3月14日までの21日間といたします。

会議録署名議員は、6番 尾崎利一議員、21番 床鍋義博議員の2名であります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長施政方針表明、市長・議長の諸報告の後、第1号議案から第6号議案までの6議案を一括上程した後、議長発議により予算特別委員会を設置し、これを付託いたします。

その後、第2号報告、第1号同意に続いて、第7号議案から第23号議案、第29号議案、第30号議案、第24号議案から第28号議案を順次審議した後、会期中審査分の陳情の付託を行います。

なお、第8号議案は総務委員会に、第19号議案は厚生文教委員会に、第29号議案は建設環境委員会に審査を付託いたします。

なお、本日22日の会議の時間は、正午までといたします。

23日は、休会となります。

24日は、午前9時30分から議案等審議を予定しておりますが、本日中に予定されている議案等審議が全て終了した場合は、休会といたします。

2月25日は、休会となります。

2月28日は、市長施政方針に対する代表質問となります。

3月1日から3月2日の2日間は、一般質問となります。

3月3日から13日までを休会とし、その間、常任委員会等を開催いたします。

常任委員会等の日程について申し上げます。

3月4日、午前9時30分から総務委員会を、3月7日、午前9時30分から厚生文教委員会を、3月8日、午前9時30分から建設環境委員会を、午後1時30分から議会運営委員会をそれぞれ開催いたします。

3月9日及び10日は、午前9時30分から予算特別委員会を開催いたします。

なお、3月10日、午後1時及び11日、午後3時から議会運営委員会の開催を予定しておりますが、請願・陳情の付託、議員提出議案等の審査案件等がなかった場合は開催いたしません。

3月14日、最終日は、常任委員会等及び予算特別委員会の審査報告後、議事運営を休憩し、休憩中に、土地開発公社評議員会を開催いたします。

再開後、第1号報告に続いて、議員提出議案審議、閉会中審査分の請願及び陳情の付託を行い、継続審査議決の後、閉会となります。

代表質問の通告の提出期限は、2月24日、正午となっております。

この代表質問通告書の確認等を行うため、2月28日、午前9時から議会運営委員会を開催いたします。

予算特別委員会資料要求の提出期限は、2月25日、午後5時となります。

議員提出議案の提出期限は、3月4日、正午となります。

今定例会での一般質問通告者は8名です。

2月16日、正午までに受理し、委員会に審査を付託することとなった陳情は6件であります。

最終日には、契約案件の資料を議席に配付いたします。

以上が、今定例会の日程等について、議会運営委員会で協議いたしました報告となります。

次に、本定例会における本会議場での新型コロナウイルス感染防止対策といたしましては、令和4年第1回定例会につきましても、3密を避けるべく、換気対策として、本会議中は、傍聴席の北西側の扉、議長席裏の扉を常時開放しておくこととし、30分ごとを目安に、5分と10分の休憩を交互に取り、小まめに換気を行うことといたします。

また、演壇・議員席・説明員席に引き続き飛沫感染防止パネルを設置いたします。

また、出席者についてですが、説明員につきましては、一般質問についてのみ、3密を避けるため、答弁の予定のない部長職は退席ができることとし、感染防止対策を取ることにいたします。

議員につきましては、採決がございます定例会初日及び24日並びに定例会最終日、併せて28日の市長施政方針に対する代表質問については、マスクを必ず着用し、全議員が出席することとし、一般質問についてのみ、定足数11名以上を満たすように、各会派等で調整を行うことで退席できるものといたします。

また、会議当日の検温や手指消毒等の徹底と不織布マスクの着用をお願いいたします。

本会議場での新型コロナウイルス感染防止対策につきましては、今申し上げましたとおりでございます。

皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほど、お願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（関田正民君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

6番 尾崎利一 議員

21番 床鍋義博 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（関田正民君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月22日から3月14日までの21日間としたいと思いますが、これに御異議ござい

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第3 市長施政方針表明

○議長（関田正民君） 日程第3 市長施政方針表明を行います。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

令和4年第1回市議会定例会の開会に当たりまして、市政に対する所信を申し述べ、市議会並びに市民の皆様への御理解と御協力を賜りたいと存じます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、多大なる御協力、御尽力をいただいております市民の皆様、並びに医療従事者の皆様をはじめとしまして、全ての関係者の皆様に対しまして、心より感謝申し上げます。

さて、依然として新型コロナウイルス感染症が世界で猛威を振るう中、我が国におきましても、引き続き、国民の命と健康を守り抜くことが最優先の課題となっております。

こうした中、国の令和4年度予算におきましては、感染拡大防止と感染症による影響を受ける方々への支援に万全を期すとともに、コロナ克服後の新時代開拓に向け、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現などに取り組むこととしております。

また、東京都の令和4年度予算におきましては、感染症の脅威を克服し、より強靱で持続可能な都市へと進化する「サステナブル・リカバリー」の実現や社会変革に適応した制度への抜本的な見直し、施策の新陳代謝の促進による財政力の堅持などに取り組むこととしております。

市では、令和4年度の予算編成方針におきまして、引き続き、感染症への対応を進めるほか、日本一子育てしやすいまち・シニアが活躍できるまちを目指した施策を最も重要な施策として位置づけ、また、新たに策定しました東大和市総合計画「輝きプラン」に掲げた将来都市像、水と緑と笑顔が輝くまち 東大和の実現に向けて、第五次基本計画に定めた重要施策等に取り組むことといたしました。

令和4年度の市政運営におきましては、感染症への対応に全力を挙げて取り組むとともに、少子高齢化と人口減少の進展に伴う将来の課題に対応し、市民の皆様がいきいきと活動する活力あるまち、持続可能なまち、選ばれるまちを目指し、第五次基本計画に定めた重要施策等を着実に実施してまいります。

それでは、これより、私が考えております、令和4年度における重要施策につきまして、5点申し上げます。

第1の重要施策は、新型コロナウイルス感染症対策であります。

感染症から市民の皆様への命と健康を守るために、3回目となるワクチンの追加接種を東大和市医師会など関係機関と連携・協力し、安全かつ着実に実施してまいります。

また、国の交付金等を最大限に活用しながら、感染拡大の防止対策や感染症の影響を受ける市民の皆様への支援を引き続き実施してまいります。

第2の重要施策は、子ども・子育て支援施策の推進であります。

はじめに、子育て支援についてであります。子ども・子育てに関する共通の理念・指針であります子ども・子育て憲章の周知・啓発を図るとともに、その理念に沿った取組を進めてまいります。

子供や若者、子育て世代への支援施策につきましては、子ども・子育て未来プランに基づく取組を推進するとともに、取組期間の中間年となりますため、内容の見直しを行い、施策の充実を図ってまいります。

保育施設の整備につきましては、定員拡大に向けた南街地域への私立保育園の整備、施設の老朽化に伴うれんげ保育園の改築及び大和南保育園の移転整備を進めてまいります。

また、第二学校給食センター跡地を活用し、障害のある児童及び家族の支援を行う地域の中核的な療育支援拠点としての（仮称）東大和市児童発達支援センターや認可保育園等の子育て支援に資する施設を新設してまいります。

保育士の人材確保につきましては、保育補助者の雇上補助などの支援を実施してまいります。

保育体制の充実につきましては、認可保育園における重度障害児及び医療的ケア児の受入体制を整備してまいります。

次に、子供たちの健全育成についてであります。

学童保育の充実につきましては、第四小学校内に学童保育所を整備し、放課後子ども教室と連携しながら事業を実施してまいります。

次に、学校教育についてであります。

東大和市の教育に関する大綱及び第二次学校教育振興基本計画に基づき、市と教育委員会が連携して、教育施策を推進してまいります。

学力の向上につきましては、GIGAスクール構想に基づき整備した1人1台端末の活用やICT支援員の配置等により、児童・生徒の学びの充実を図ってまいります。

また、少人数学習指導員やティームティーチャーを配置し、きめ細かな授業を行うとともに、学習支援が必要な児童・生徒を主な対象とした、地域未来塾の実施により、基礎学力の定着等を図ってまいります。

地域に開かれた学校づくりにつきましては、学校と地域住民が一体となり学校運営に取り組む学校運営協議会の設置を拡充してまいります。

学校における働き方改革につきましては、スクール・サポート・スタッフや副校長補佐の配置等により、効率的な事務執行を図ってまいります。

学校生活を支える環境づくりにつきましては、いじめ防止対策推進条例に基づく取組を推進するとともに、スクールソーシャルワーカー等を配置して、教育相談体制を確保してまいります。

また、施設整備としまして、第七小学校及び第九小学校の統合に向けて、地域と共にある学校を目指し、具体的な内容を決定してまいります。

第3の重要施策は、健康・高齢者施策の推進であります。

はじめに、保健、医療についてであります。生涯にわたって健康でいきいきと豊かな人生をおくることができるまちづくりを目指した健幸都市宣言に基づき、健康寿命の延伸等に取り組むとともに、第2次健康増進計画及び自殺対策計画に基づき、健康づくりに係る施策を推進してまいります。

健康増進につきましては、産官学民で連携し、腸内環境の改善を図る、快腸プロジェクトを実施してまいります。

また、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援体制につきましては、出産後に家族等から援助を受けることが困難であり、育児支援を必要とする母子を対象とした、産後ケア事業を新たに実施してまいります。

不妊検査費及び治療費の助成につきましては、新たに不妊症検査費を助成対象として加え、不妊症に悩む方

の経済的負担の軽減を図ってまいります。

次に、高齢者福祉についてであります。高齢者施策につきましては、シニア世代などの介護事業所への就労を支援するため、介護職員初任者研修費補助事業を新たに開始するとともに、介護予防リーダー会による元気ゆうゆう体操の普及推進など、元気なシニアの活躍のための施策を進めてまいります。

また、高齢者ほっと支援センターの増設など、地域包括ケアシステムの推進を図り、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

次に、生涯学習についてであります。

図書館につきましては、桜が丘図書館及び清原図書館の運営に指定管理者制度を導入し、開館時間の拡大など利便性及びサービスの向上に努めてまいります。

次に、スポーツ、レクリエーションについてであります。

(仮称)東京街道運動広場につきましては、東京都が行う工事の進捗状況を踏まえ、管理棟の実施設計を進めてまいります。

第4の重要施策は、都市の価値を高める施策の推進であります。

はじめに、防災についてであります。

国土強靱化地域計画や地域防災計画に基づき、防災・減災に向けた取組を総合的かつ計画的に進めてまいります。

また、災害対応力の強化としまして、地域防災力の中核的な役割を果たす消防団員に対し、出動手当を出動報酬に改め、単価を増額するなどの処遇改善を図ってまいります。

次に、都市づくりについてであります。

都市マスタープランの改定作業に着手し、多くの人に住みたい、住み続けたいと思っていただけるよう、にぎわいのある魅力的な拠点形成や拠点の後背地である住宅市街地の魅力向上など、都市の価値を高めるまちづくりを目指した取組を進めてまいります。

次に、自然環境についてであります。

緑と水辺環境の保全を図るため、狭山緑地や野火止緑地等の適切な維持管理に努めてまいります。

次に、商工業、勤労者支援についてであります。

新たな総合計画の策定を踏まえ、産業振興基本計画の計画期間を令和5年度まで2年延伸し、次期計画の策定に取り組んでまいります。

次に、観光、ブランド・プロモーションについてであります。

感染症対策を講じた観光事業を推進するとともに、市の魅力や特長について、インターネットの検索サイトを活用するなど、効果的・効率的な情報発信を行ってまいります。

第5の重要施策は、持続可能な行財政運営等の推進であります。

はじめに、行財政運営、行政改革についてであります。

今後、生産年齢人口の減少や老年人口の増加により、市税収入等の減少や社会保障関係経費の増加が見込まれ、また公共施設等の老朽化対策が喫緊の課題となるなど、財政状況はさらに厳しさを増すことが想定されます。これらの課題を次世代へ先送りせず、市の行財政運営を安定的に維持し、持続可能なものとしていくためには、限られた財源や人的資源を有効活用し、優先順位を踏まえた取組が必須となっています。

新たに策定した第6次行政改革大綱に基づく取組を推進するとともに、引き続き、業務分析に基づく事務事

業の見直し等に取り組んでまいります。

行政デジタル化につきましては、費用対効果を十分に考慮しながら、AIやRPAなどのデジタル技術の導入に取り組んでまいります。また、新たに策定する第五次情報化推進計画に基づき、情報化施策を推進してまいります。

次に、公共施設等マネジメントについてであります。

公共施設等総合管理計画に基づき、建築系の公共施設の総量の縮減や配置の見直し等の検討に取り組んでまいります。

施設の老朽化対策につきましては、本庁舎の空調設備更新や、中央公民館ホールのトイレ改修、市民体育館の屋上防水、市民会館の中水加圧ポンプユニット更新等を実施してまいります。

また、学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の建替え及び長寿命化を進めてまいります。

次に、協働、情報共有についてであります。

協働につきましては、多様化・複雑化する地域課題の解決に向けて、市民、企業、大学など多様な主体との連携に取り組んでまいります。

また、職員の市民協働の推進に関する指針について令和5年度の改定に向け、見直しに着手してまいります。

次に、まち・ひと・しごと創生についてであります。

第2期総合戦略につきましては、基本的な考え方が一致している第五次基本計画に包含するとともに、新たに策定するアクションプランに基づき、施策を推進してまいります。

次に、重要施策で申し上げました施策以外の令和4年度に取り組む施策につきましては、第五次基本計画に沿って、主なものを申し上げます。

はじめに、「子どもたちの笑顔があふれるまちづくり」について申し上げます。

子育て支援につきましては、子ども家庭支援センターにひとり親家庭及び女性相談の機能を集約し、課として位置づけることで、子どもと家庭に関する総合相談及び支援の充実に取り組んでまいります。

子どもたちの健全育成につきましては、令和4年度から青少年課を教育委員会に移管し、学校教育と放課後の児童の居場所対策を総合的、一体的に進めてまいります。

続きまして、「健康であたたかい心のかよいあうまちづくり」について申し上げます。

障害者福祉につきましては、障害のある方の地域での生活を支えるため、新たに自立体験事業に取り組むなど、関係機関と連携しながら、地域生活支援拠点事業の充実を図ってまいります。

社会保障、地域福祉につきましては、国民健康保険事業は、国民健康保険財政健全化計画に基づき、持続的・安定的な事業運営を進めてまいります。

後期高齢者医療制度は、令和4年度に、保険料の軽減措置等を講じたうえで、保険料率の改定が行われますが、東京都後期高齢者医療広域連合等と連携を図り、制度に係る国の動向を注視してまいります。また、令和4年度から高齢者の保健事業と介護予防事業を同一の部で所管し、一体的に実施することで、フレイル対策のさらなる推進を図ってまいります。

生活困窮者の支援につきましては、くらし・しごと応援センター そえるにおける支援と生活保護制度との一体的な運用を図り、包括的な支援を実施してまいります。

続きまして、「安全・安心で利便性が高いまちづくり」について申し上げます。

防災につきましては、局地的集中豪雨などによる浸水対策として、雨水浸透施設の整備や雨水排水施設の清

掃を継続して実施するとともに、公共下水道雨水整備事業の実施に向けた準備を進めてまいります。

都市づくりにつきましては、空家等の対策として、適正管理や利活用などを推進していくため、空家等対策計画を策定するほか、下水道事業として、施設の維持管理や安全対策、ストックマネジメント事業を進めてまいります。

道路、公共交通につきましては、これまで実施した道路の舗装現況調査結果を踏まえた、舗装補修計画を策定するとともに、道路改良工事や舗装補修工事を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

また、コミュニティタクシー事業としまして、地域の皆様及び運行事業者との協働の取組として、試行運行を実施するとともに、交通安全対策として、関係機関と連携し、自転車等の交通ルールやマナー向上の普及啓発を図ってまいります。

続きまして、「心豊かに暮らせるまちづくり」について申し上げます。

平和、歴史文化につきましては、旧日立航空機株式会社変電所の週2回の一般公開を継続するほか、平和市民のつどいの実施などを通じて、戦争の悲惨さや平和の大切さを伝える取組を行ってまいります。また、里正日誌の最終巻である第6巻を発刊してまいります。

スポーツ、レクリエーションにつきましては、引き続き、指定管理者や特定非営利活動法人東大和市体育協会などと連携し、各種スポーツ大会等の実施を通じて市民の皆様の健康増進を図ってまいります。

続きまして、「環境にやさしいまちづくり」について申し上げます。

廃棄物処理につきましては、一般廃棄物処理基本計画に基づき、適正処理に努めるとともに、廃棄物処理量の削減に向けて、引き続き、民間事業者との協働を推進してまいります。

生活環境、地球環境につきましては、地球温暖化対策として、新たに策定する、第四次地球温暖化対策実行計画に基づき、環境に配慮した電力の調達等に取り組んでまいります。

続きまして、「暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり」について申し上げます。

商工業、勤労者支援につきましては、東大和市商工会や中小企業大学校東京校等との連携を図り、創業支援に取り組むとともに、小規模事業者の持続的発展のため、商工会が実施する融資制度を支援してまいります。

都市農業につきましては、都市農地の積極的な保全と活用を図るとともに、認定農業者制度の普及・啓発を行ってまいります。

消費生活につきましては、消費生活センターの体制強化に取り組むとともに、悪質商法や契約トラブルなどの被害を防止するため、関係機関と連携してまいります。

続きまして、行財政運営について申し上げます。

行財政運営、行政改革につきましては、歳入の確保として、納税管理及び徴収補助等業務委託の厳格な進捗管理を行い、適正な滞納処分により市税等収納率の向上に努めてまいります。

また、マイナンバーカードは、オンラインによる行政手続に欠かせないものでありますことから、普及や利活用の推進を図ってまいります。

公共施設等マネジメントにつきましては、公共施設の包括施設管理業務委託により、引き続き、効率的な維持管理を行ってまいります。

協働、情報共有につきましては、行政情報を適時的確に市民の皆様へ伝え、その共有を図るため、市報や市の公式ホームページに加え、SNSを活用することなどにより、情報提供に努めてまいります。

引き続き、令和4年度予算の編成について申し上げます。

令和4年度予算の概要であります。歳入では、感染症の市税等への影響を見通すことができない中、令和3年度の収入状況等を参考にし、税制改正も注視しながら計上いたしました。

また、歳出では、感染症の影響に伴う臨時的な経費を措置したほか、業務分析に基づく既存事業の見直しを図るなど、真に必要な経費を計上いたしました。

引き続き、厳しい財政状況が見込まれる中、行政改革の取組に加え、積立基金の確保など市財政の持続性と健全性の維持に努めてまいります。

以上、令和4年度の市政運営における基本方針と主な施策について申し上げます。

市民の皆様の生命と健康を守り、1日でも早く感染症が収束し、安心して暮らせる日常が戻るよう、感染症対策に全力で取り組んでまいります。

加えて、日本一子育てしやすいまち・シニアが活躍できるまちを目指すとともに、東大和市総合計画「輝きプラン」に基づく取組を進め、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。令和4年度の施政方針といたします。

ありがとうございました。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、市長施政方針表明を終了いたします。

ここで5分間休憩いたします。

午前10時 休憩

午前10時 4分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 諸報告

○議長（関田正民君） 日程第4 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 市長報告を申し上げます。

主として、関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について申し上げます。

資料を配付しましたので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

初めに、令和3年11月16日に東京都市長会役員会がWEB会議形式にて、開催されました。

議事1の東京都後期高齢者医療広域連合からの報告についてであります。令和3年11月4日開催の東京都後期高齢者医療広域連合協議会の会議結果等について、東京都後期高齢者医療広域連合から報告がありました。

次に、議事2の都と市区町村間の災害時等相互協力協定の締結についてであります。発災時における東京都並びに市区町村間の相互協力の手順を明確化することについて、東京都から提案があり、了承されました。

なお、本件については、令和3年12月27日付で、4団体間の協定が締結されております。

次に、議事3の新型コロナウイルスワクチン接種等についてであります。ワクチンの3回目となる追加接種の見直しなどについて、東京都から報告、説明がありました。

次に、議事4の事務処理特例による移譲事務の取扱いについてであります。東京都から提案のあった2件の事務の移譲について、いずれも提案を了承することと決定いたしました。

次に、議事6の令和4年度都市税財源の充実確保についてであります。令和4年度の税制改正を踏まえ、地元選出国會議員等への要請活動を行うことについて決定いたしました。

なお、その他の議事につきましては、これを決定、承認いたしました。

次に、令和3年11月25日に東京都市長会議が開催されました。

議事につきましては、11月16日開催の東京都市長会役員会と同様であります。

次に、令和4年1月18日に東京都市長会役員会がWEB会議形式にて開催されました。

議事1の東京都後期高齢者医療広域連合からの報告についてであります。令和4・5年度の保険料率の最終案について、東京都後期高齢者医療広域連合から報告がありました。

次に、議事2の新型コロナウイルスワクチン接種等についてであります。ワクチンの3回目となる追加接種の前倒し実施の方向性等について、東京都から報告、説明がありました。

次に、議事3の令和3年度施策の見直しの取扱いについてであります。東京都から提案のあった2件の施策の見直しについて、いずれも了承することと決定しました。

次に、議事4の東京都市オリンピック・パラリンピック連絡協議会の解散についてであります。大会開催に際し、26市と関係機関との連絡調整等を担ってきた協議会について、役目を終えたことから、令和4年3月末で解散することと決定しました。

なお、その他の議事につきましては、これを決定、承認いたしました。

次に、令和4年1月25日に東京都市長会の建設部会が開催されました。議事につきましては、退任に伴う部会長の選任と新たな部会長による副部会長の指名についてであります。

次に、同日、東京都市長会議が開催されました。議事につきましては、1月18日に開催の東京都市長会役員会並びに、同日開催の東京都市長会建設部会と同様であります。

以上で、市長報告を終わります。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります。議長職を副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（佐竹康彦君） 議長報告終了までの間、議長職を交代いたします。

それでは、議長報告を行います。

〔議長 関田正民君 登壇〕

○議長（関田正民君） 令和3年第4回市議会定例会報告以降の議長報告を申し上げます。

2月15日に東京都三多摩地区消防運営協議会第二部会が書面により開催されました。

議事1では、令和4年度消防委託事務の管理に要する経費の負担について、これを承認いたしました。

議事2では、令和4年度の通常総会を令和4年5月20日に東京自治会館で開催することで決定いたしました。次に、2月16日に東京都市議会議長会理事会及び定例総会が書面により開催されました。

議事1では、令和3年11月22日以降の会務報告のほか、全国市議会議長会各委員会の会議結果等について報告がありました。

議事2では、関東市議会議長会第88回定期総会で審議する都県提出議案について、小平市から提出のありました「放課後等デイサービス事業所の報酬改定について広く事業者からの要望を踏まえて検討するよう求める意見書」、西東京市からの提出のあった「私立幼稚園に対する支援の充実について」の2件を提出することで決定いたしました。

次に、2月16日に東京都市町村議会議員公務災害補償等組合議会定例会が東京自治会館で開催されました。

議事1では、令和2年度東京都市町村議会議員公務災害補償等組合歳入歳出決算の認定について報告があり、これを承認いたしました。

議事2では、令和4年度東京都市町村議会議員公務災害補償等組合予算について、原案どおり可決されました。

議事3では、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合監査委員（議会議員選出）の選任について、適任として同意いたしました。

報告は以上であります。ただいま御報告いたしました関係資料につきましては、事務局に整理してありますので、後ほど御参照していただければと存じます。

以上で、議長報告を終わります。

○副議長（佐竹康彦君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐竹康彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議長 関田正民君 降壇〕

○副議長（佐竹康彦君） 以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（関田正民君） 以上で諸報告を終了いたします。

| | | |
|-------|-------|-------------------------|
| 日程第 5 | 第1号議案 | 令和4年度東大和市一般会計予算 |
| 日程第 6 | 第2号議案 | 令和4年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第 7 | 第3号議案 | 令和4年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算 |
| 日程第 8 | 第4号議案 | 令和4年度東大和市介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第 9 | 第5号議案 | 令和4年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算 |

日程第10 第6号議案 令和4年度東大和市下水道事業会計予算

○議長（関田正民君） 日程第5 第1号議案 令和4年度東大和市一般会計予算、日程第6 第2号議案 令和4年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算、日程第7 第3号議案 令和4年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算、日程第8 第4号議案 令和4年度東大和市介護保険事業特別会計予算、日程第9 第5号議案 令和4年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算、日程第10 第6号議案 令和4年度東大和市下水道事業会計予算、以上6議案を一括議題に供します。

お諮りいたします。

第1号議案から第6号議案までの6議案については、本会議での提案理由の説明及び質疑を省略し、21人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員につきましては、委員会条例第8条第5項の規定により、議長において議員全員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

予算特別委員会の運営についての協議機関として、議会運営委員会委員をもって構成する予算特別委員会議事会を設置したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第11 第2号報告 専決処分の報告について

○議長（関田正民君） 日程第11 第2号報告 専決処分の報告について、本件の報告を行います。
報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） 皆さん、こんにちは。

ただいま議題となりました第2号報告 専決処分の報告につきまして、御説明申し上げます。

御報告する内容は、令和3年10月10日に発生いたしました、庁用自動車による物損事故の損害賠償額の決定及び和解についてであります。

議会の議決により指定されました、損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分についてに基づき、令和3年11月24日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

事故の概要につきまして、御説明申し上げます。

本件は、令和3年10月10日、日曜日、午後0時50分頃、東大和市蔵敷1丁目450番地1、東大和市消防団第五分団詰所で発生いたしました消防ポンプ車による物損事故であります。

事故当日、東大和市立第一中学校での訓練を終え、消防ポンプ車で第五分団詰所に戻り、駐車をしようと後退をしていた際に、既に駐車してあった分団員所有の自家用車に接触したものであります。

相手方の住所及び氏名につきましては、御手元の議案書に記載のとおりであります。

損害賠償につきましては、事故の状況から、市に過失があるものとして示談をしたもので、相手方の車両修理費の全額、13万2,628円を市が支払うものであります。

相手方へ支払います損害賠償金は、公益社団法人全国市有物件災害共済会が、相手方からの直接請求を受け、既に支払い済みであります。

今後、より一層の交通事故防止に努めていく所存であります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第2号報告を終了いたします。

日程第12 第1号同意 東大和市教育委員会教育長の任命について

○議長（関田正民君） 日程第12 第1号同意 東大和市教育委員会教育長の任命について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第1号同意 東大和市教育委員会教育長の任命につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、東大和市教育委員会の真如昌美教育長の任期が、令和4年3月31日をもちまして満了となることに伴い、後任の教育長を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

御提案申し上げました真如昌美氏は、昭和50年に東京都教育委員会に入職した後、小学校教諭、指導主事、小学校校長等を歴任しております。また、平成17年4月1日から平成21年3月31日まで、東大和市教育委員会学校教育部参事として、さらに平成24年4月1日から現在に至るまで、東大和市教育委員会教育長として、当市の教育行政の発展のために尽力しております。

このことから、教育行政について豊富な経験と広い見識を有し、かつ人望も厚い真如昌美氏が適任と考え、引き続き東大和市教育委員会教育長として任命いたしたく、ここに御提案申し上げる次第であります。

なお、生年月日、住所につきましては、御手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第1号同意 東大和市教育委員会教育長の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

日程第13 第7号議案 専決処分の承認について

○議長（関田正民君） 日程第13 第7号議案 専決処分の承認について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第7号議案 専決処分の承認につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

専決処分をいたしましたのは、令和3年度東大和市一般会計補正予算（第9号）であります。

補正予算を編成することとなりました理由であります。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、国の補正予算を活用して給付事業を行うこととなり、可能な限り迅速に現金給付するためであります。

そのうち、子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、現金給付5万円とクーポン5万円を予定していましたが、クーポン給付分についても、現金給付を容認する考えが国から示されましたことを受け、最優先で取り組みました。

また、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として1世帯当たり10万円の現金を支給することとしました。

その他、感染症の影響により厳しい状況にある方々の生活・暮らしの支援として、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期間の延長等を行い、マイナンバーカードの普及促進とともに、消費喚起や生活の質の向上のためマイナポイントの付与を行うなど、歳入歳出予算の補正が必要となったことによるもので

あります。

今回の補正予算につきましては、年末年始の生計費のかさむ時期を考慮し、市民の皆様にも1日でも早く給付等ができるようにするため、国の令和3年度第1次補正予算の成立後、速やかに対応する必要があると考え、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年12月21日において、専決処分をさせていただいたものであります。

このため、本議会におきまして、同条第3項の規定に基づき、御報告し、承認を求めるものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして、御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ18億7,710万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ388億2,036万3,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、繰越明許費で、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるものであります。

2ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算補正につきまして御説明を申し上げます。

1の歳入であります。

第15款の国庫支出金は18億7,704万6,000円の増額で、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付に係る事務費及び事業費補助金の計上や、子育て世帯への臨時特別給付金の給付に係る事務費及び事業費補助金の増額等によるものであります。

第19款の繰入金金は5万8,000円の増額であります。財政調整基金とりくずしの増額であります。

3ページを御覧ください。

2の歳出であります。

第2款の総務費は1,210万7,000円の増額で、社会保障・税番号制度推進事業費等の増額であります。

第3款の民生費は18億6,499万7,000円の増額で、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費の計上及び子育て世帯への臨時特別給付金事業費等の増額によるものであります。

4ページをお開きいただきたいと存じます。

第2表、繰越明許費であります。

繰越事業は、第3款民生費、第1項社会福祉費におけます、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業で、金額は6億8,716万5,000円であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○6番（尾崎利一君） 15ページの自立支援金事業費のところですが、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期間延長に伴って、事務費を増額するということですが、延長前は令和3年

11月末までだったのが、令和4年3月末まで延長されるということですが、この自立支援金の申請を行う条件というか、資格というんですかね——を伺うのが1点と、それからこの令和3年11月末までの申請及び給付の実績、それからその後、直近までの申請と給付の実績について伺います。

○生活福祉課長（川田貴之君） 新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金の対象についてでございますけれども、総合支援資金の再貸付を終了した世帯など、特例貸付の終了した世帯などが対象となっておりますが、その中で収入要件、資産要件などがございます。資産要件で申しますと、1人世帯は50万4,000円以内、2人世帯は78万円、3人以上の世帯ですと100万円となっております。また、収入要件でございますけれども、単身世帯ですと13万7,700円、2人世帯ですと19万4,000円、3人世帯ですと24万1,800円となっております。

次に、申請の状況でございますけれども、申請件数が2月18日の時点で、再申請、含めまして140件でございます。このうち、再申請は20件でございます。支給決定額でございますが、こちらも2月18日の時点で1,678万円、そのうち再申請分が144万円となっております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） それでは、何点か質疑させていただきます。

補正予算書、13ページ、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業について伺います。

まず、対象世帯数はどれぐらいなのか。また、受給に当たりどのような通知方法で、またどのように申請し受給をされたのか。現在までの受給状況について。また、この特別給付金の中には、家計急変世帯への給付金も含まれると思うんですけれども、どのように家計が急変した方に対して、この給付金が支給されるのか。また、この家計急変世帯への現在までの支給状況について教えていただきたい。さらに、この家計急変のほうにつきましては、いつまでこの特別給付金が使えるのか、伺いたいと思います。

以上です。

○福祉推進課長（山田茂人君） 補正予算書、13ページ、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業につきまして、5点ほど質疑をいただきました。まず、受給対象世帯への数につきましては、実際、まず住民税非課税世帯につきましては、確認書を送付いたしまして、その送付世帯につきましては9,265件、こちらで対象世帯を調査しまして送付しております。

次に、受給に当たり、どのような通知方法、申請方法、受給方法についてでございますが、住民税非課税世帯における受給対象世帯につきましては、事前に市側で支給対象者と見込まれる方に対して、1月中旬以降に確認書を郵送しております。この確認書の内容で同意していただいた場合に、市役所に確認書が返送されてからおおむね20日間で指定の口座に振り込みます。家計急変の世帯につきましては、市の指定の書式の申請書に御記入いただきまして、郵送または本庁舎の受付窓口で御提出いただきまして、審査の上、給付をすることとなります。

次に、3点目の現在までの受給状況についてでございます。非課税世帯への給付につきましては、令和4年1月31日に初回の給付を行ってから、毎週、申請に応じまして順次給付を行っております。令和4年2月18日現在ですが、非課税世帯、約8,000件弱の申請がございまして、この申請件数は、確認書の発送数に対して約85%弱の申請数でございまして、現在この申請に対して約60%強の件数が既に給付済みとなっております。また、家計の急変世帯につきましては、11件の申請に対しまして、1件を除き給付予定となっております。

次に、4点目の家計急変の世帯の給付金の申請についてでございます。家計急変の世帯に該当する方に対しまして、所定の様式の申請書がございまして、この申請書は、任意の1か月の家計急変が反映されるような書

式となっております。この申請書に必要な添付書類を添付の上、郵送または本庁舎の2階の専用窓口に提出していただきます。コロナの影響で収入が減少したことを、書面等により示すことにより、申請するものでございます。申請書につきましては、本庁舎2階の窓口でも配布しておりまして、ホームページからダウンロードすることも可能でございます。それで家計急変の方の申請期間でございますが、2月1日に受付を開始いたしまして、期間は令和4年9月30日、こういう期限となっておりますので、申請期間としましては約8か月間でございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） すみません、住民税非課税につきましては、その家計急変ということの言葉が、具体的にどういう急変が値するのかということが、こう理解がなかなか難しいかなと思うんですけども、1か月だけ、例えば今、感染が増えておりまして、お子様が感染してしまうと、どうしてもパートタイマーで働かれていますお母様とかが、どうしてもその時間給の部分が減るわけですね。そうすると、1か月だけパートのお給料が減ってしまう。でも、またそこから戻るとい形であると、当事者としては、そこが急変に当たるのかどうかというところの理解がなかなか難しいと思うんですけども、この急変、今回の特別給付金については、1か月の急変でも特別給付が受けられるというところを市民の方に分かりやすく、また、あらゆる方法で、もう少し提示をしていただきたいと思います。今給付期間は聞きましたけれども、何件ぐらいに対応できるぐらいの予算が、今回組まれてるのか伺いたいと思います。

もう1点、すみません、補正予算書、15ページの子育て世帯への臨時特別給付金についても伺います。こちらは、第2弾の特別給付金と先ほど御説明をいただきましたけれども、現在までの受給状況、特にこの児童手当の年齢以外の申請の状況と受給状況についても伺いたいと思います。

よろしく願いいたします。

○福祉推進課長（山田茂人君） 家計急変につきましての想定の数でございますが、2月1日から実際の9月30日までで、実際、約1,100件ほどの世帯数を想定して見込んでございます。

以上でございます。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 補正予算書、14ページ、15ページの子育て世帯への臨時特別給付金事業についてでございますが、現在の支給状況でございますが、2月28日の支給予定分までを含めると、支給件数は6,903件となっております。年齢、児童手当対象年齢以外の申請を必要とする方の給付の状況でございますが、2月21日の時点で、これまで2,253件、申請書のほうを発送しておりまして、現在、申請しての支給は、おおむね1,650件程度となっておりますので、現在の支給状況はそのようになっております。

以上です。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

○6番（尾崎利一君） 先ほどの15ページの自立支援金のところでですけども、2月18日時点で申請件数140件ということで、これ、いつから2月18日までかというのをちょっと一つ確認させていただきたいのと、それから条件として総合支援資金の再貸付が終了していて、あと収入要件、資産要件があるということですけども、この終了した件数が分かれば教えていただきたいと思います。

私の認識では、この総合支援資金の再貸付終了している件数に比べて、自立支援金の申請、給付件数、大分少ないのかなという認識があるものですから、そこを確認させていただきたいと思います。こういう取組を通じて、この制度の課題について、どのように市として認識されているのか、国等に対して要望している事項が

あれば併せて伺います。

○生活福祉課長（川田貴之君） 申請の関係ですけれども、この制度、7月から始まっておりますので、令和3年の7月からとなっております。また、こちら対象者の方にはプッシュ型で送付させていただいておりますが、その数ということでお答えさせていただきますと731件となっております。また、国などに対しましては特に要望は行っていない状況であります。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 1点だけお伺いしたいんですが、ページでいうと、12ページ、総務費から、14ページの消防費までまたがるかと思うんですけども……。

すみません、間違えました。ごめんなさい。

○7番（上林真佐恵君） 補正予算書、15ページのところで、子育て世帯への臨時特別給付金事業費で、先ほど申請が必要な方の申請状況、御答弁いただいたんですけども、対象の方の大体でいいんですが、何割ぐらいなのかということと、あと申請の締切、たしか2月28日だったと思うんですけども、申請漏れを防ぐようにどのような取組をされてきたのかということ、市報に載ってるのは見たんですけども、それ以外にどういうことをやってきたのかということも、教えていただければと思います。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 補正予算書、14ページ、15ページの子育て世帯への臨時特別給付金でございますが、先ほど申し上げましたとおり現在2,235件、申請書を送付しております。

当初の予定では、高校生相当のお子さんのいる御家庭と、公務員世帯の御家庭を合せた数を2,200件ほどと見込んでおりましたので、そういう点では2,253件なので、ほぼ申請書の発送はできると認識しております。

2月28日までの申請期限については、今議員のほうからおっしゃられたように、ホームページや市報などで漏れないように周知を図っているところでございます。

以上です。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時52分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔18番 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） 公明党の東口正美です。私は公明党を代表して、第7号議案 専決処分の承認について、賛成の立場で討論いたします。

専決処分された令和3年度東大和市一般会計補正予算（第9号）では、子育て世帯への臨時特別給付金の第2弾の予算が計上されています。第1弾については、昨年、令和3年第4回定例会初日の補正予算で可決成立しております。新型コロナウイルス感染症の拡大により、最も影響を受けた子育て世帯に、一刻も早く臨時特別給付金をお渡ししたいとの尾崎市長をはじめ、東大和市職員の皆様の熱い思いと献身的な取組によって、第1弾は、昨年12月23日に5万円、第2弾として12月27日に5万円が児童手当世帯に対して、申請手続をすることなく、プッシュ方式で登録口座に支給されましたことを高く評価いたします。

子育て世帯への臨時特別給付金については、公明党がさきの衆議院選挙の公約として掲げた未来応援給付金に端を発しています。公明党では、本来18歳以下のお子様全員に一律10万円の給付金支給の案を掲げました。その後、所得制限を設けることや、クーポン券の利用など、支給内容や方法について、国において様々な議論があり、現場の自治体職員の皆様には大変御苦勞をおかけしましたが、スピード感を持った対応を行っていた大変にありがとうございました。

また、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金については、対象世帯への確認書の送付をこちらも迅速に対応していただき、ありがとうございます。今回は一昨年の特別定額給付金支給時の口座番号を確認することで、事務作業の効率化が図られております。既存のデータを市民の同意を得て活用することにより、事務事業の効率化が図られ、その結果、市民サービスの向上が図られました。さらに、家計急変世帯への対応も行っただけでございます。このたびの特別給付金については、家計の急変がたとえ1か月だけだったとしても、給付の対象になるとのことですが、その周知がどこまでなされているのかなど、課題もあると考えます。市報への掲載はもちろんのこと、SNSもフル活用していただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症については、オミクロン株の急拡大により、まだまだ予断を許さない状況であり、家計にもダメージを与える可能性が十分にあります。担当部課だけでなく、各課、また、東大和市社会福祉協議会などとも連携を取り、臨時特別給付金もフル活用していただけますようお願いいたします。

また、このたびの補正予算には、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業費や、社会保障・税番号制度推進事業費におけるマイナンバーカード普及のためのマイナポイント付与の予算が計上されております。これらはいずれも長引くコロナ禍における生活困窮者への経済支援、またデジタル社会の基盤構築と経済活性化に欠かすことのできない施策であり、国政において公明党が強力に推進してきたものであります。本市においても、的確に対応いただいておりますことに感謝申し上げます。

以上で、公明党を代表しての賛成討論といたします。

〔18番 東口正美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第7号議案 専決処分の承認について、本案を承認と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を承認と決します。

日程第14 第8号議案 東大和市職員の服務の宣誓に関する条例

○議長（関田正民君） 日程第14 第8号議案 東大和市職員の服務の宣誓に関する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第8号議案 東大和市職員の服務の宣誓に関する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、国の政令改正に伴い、職員の服務の宣誓の実施方法及び文言の整理等を行うため、条例の全部を改正するものであります。

これまでの条例では、職員の服務の宣誓の際に、任命権者等の面前で、宣誓書への署名及び押印を行うこととなっておりました。

改正後は、任命権者等の面前での宣誓書への署名等が不要となり、宣誓書を任命権者に提出することだけで足りることとなります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、見出しを、（趣旨）に改め、併せて所要の文言整理を行うものであります。

第2条は、服務の宣誓の際の手続きについて定めた規定であります、「任命権者等の面前での署名」に係る文言を削除し、「任命権者に提出する」ように改めるものであります。

第3条は、第1条と同様に、見出しの修正及び所要の文言整理を行うものであります。

最後に、附則であります、条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、総務委員会に審査を付託いたします。

日程第15 第9号議案 東大和市公告式条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第15 第9号議案 東大和市公告式条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第9号議案 東大和市公告式条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、南街市民センターの掲示板について閲覧者が少ないこと、掲示処理を実施している市内交換便業務を令和5年度以降廃止する予定であること、また、令和2年度に実施した業務分析において、閲覧者が少なければ廃止が望ましい旨、指摘されたことなどを踏まえ、検討した結果、当該掲示板を廃止することとしましたことから、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第2条は、条例の公布について定めた規定であります。第2項に定める公布を行う掲示板の所在地等について、「別表」を「東大和市役所前」に改め、別表を削るものであります。

なお、この改正によりまして、掲示板は市役所前の1か所となるものであります。

最後に、附則であります。条例の施行日を令和4年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第9号議案 東大和市公告式条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第16 第10号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第16 第10号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第10号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、市民の利便性の向上を一層進めるため、市長が個人番号、いわゆるマイナンバーを取り扱うことのできる事務を新たに別表に追加すること、及び学童保育の事務が市長から教育委員会へ移管することに伴い、別表中、市長の事務としているものを教育委員会の事務とすることなど、所要の改正を行うものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第3条は、個人番号及び特定個人情報の利用範囲について定めた規定であります。具体的な手段を規定していなかったことから、所要の文言整理を行った上で、原則として情報システムを使用する方法により行う旨を、第4項に追加するものであります。

第4条は、特定個人情報の提供について定めた規定であります。第3条と同様に、所要の文言整理を行った上で、原則として、情報システムを使用する方法により行う旨を、第2項に追加するものであります。

附則第5項は、第3条の改正に伴い、所要の文言整理を行うものであります。

次に、別表について御説明申し上げます。

別表の項番号については、施行規則や国への届出書で引用していることから、項番号がずれないように改正を行うものであります。

まず、別表第1につきまして御説明申し上げます。

1の項の次に、新たに3つの事務を追加するものであります。

1の2の項に、市長の事務として、保育の実施又は措置に関する事務、いわゆる保育園の入所の事務を追加するものであります。

1の3の項に、市長の事務として、保育にかかる費用の賦課徴収の事務、いわゆる保育料の事務を追加するものであります。

1の4の項に、市長の事務として、子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業の事務を追加するものであります。具体的な事務としては、現時点では、養育協力員や施設等が一時的に児童を保護する事業である子どもショートステイ事業を想定しております。

8の項は、市長の事務として、学童保育所の事務を規定しておりましたが、「削除」に改めるものであります。

17の項の次に、17の2の項を加え、教育委員会の事務として学童保育所の事務を追加するものであります。

続きまして、別表第2につきまして御説明申し上げます。

別表第2の1の項の特定個人情報の欄において、介護保険法による保険給付等の情報を規定しておりますが、今回の改正において介護保険情報を利用する事務を追加することから、新たに定義を追加するものであります。

別表第2の1の項の次に、新たに次の3項を加えるものであります。

1の2の項に、市長が保育の実施又は措置に関する事務を処理するために、市長が保有する障害者関係情報、生活保護等関係情報、地方税関係情報、介護保険関係情報、子ども・子育て支援給付関係情報を利用する旨を追加するものであります。これは保育園の入園選考の際に、保護者や児童に障害があるか等を指数として扱うためであります。

1の3の項に、市長が保育にかかる費用の賦課徴収の事務を処理するために、市長が保有する生活保護等関

係情報、地方税関係情報、子ども・子育て支援給付関係情報を利用する旨を追加するものであります。これは保育料決定の際に、生活保護世帯かどうか等を確認するためであります。

1の4の項に、市長が子ども・子育て支援法による、地域子ども・子育て支援事業の事務を処理するために、市長が保有する生活保護等関係情報、地方税関係情報を利用する旨を追加するものであります。これは子どもショートステイ事業の利用者負担額を決定する際に、生活保護世帯かどうか等を確認するためであります。

8の項は、市長が学童保育所の事務を処理するために、市長が保有する障害者関係情報等を利用する旨を規定しておりましたが、「削除」に改めるものであります。

続きまして、別表第3につきまして御説明申し上げます。

4の項として、教育委員会が学童保育所の事務を処理するために、市長が保有する障害者関係情報、生活保護等関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当その他の法律若しくは条例等による手当等の支給に関する情報又は妊娠の届出に関する情報の提供を求める旨を追加するものであります。これは、学童保育所の入所申請審査の際に、児童に障害があるか等を確認するためであります。

最後に、附則であります。

条例の施行日を公布の日とするものでありますが、学童保育の事務が市長から教育委員会へ移管することに伴う改正規定は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○7番（上林真佐恵君） この条例改正によって、同意についてどのように変わるかということなんですけれども、生活保護などの情報を利用者の方の同意を得て、見ますよということになるのか、もしくは同意なしで見られるようになるのかというあたり、その同意について教えていただければと思います。

○情報管理課長（菊地 浩君） 子どもショートステイ事業の例にとって説明いたします。

子どもショートステイ事業は、保護者に一定程度の負担を求める制度でありまして、また、非課税世帯や生活保護世帯は負担額が減免される規定があります。原則としましては、減免の申出の際に、本人が非課税証明書や、生活保護受給証明書などの添付をすることが必要となるものであります。これまでは、申出の際に、市が税情報や、生活保護情報を確認することを同意してもらっておりまして、このことによりまして資格要件を確認しまして、市が公簿確認することで添付書類が省略できるものであります。

今後、条例改正におきましては、マイナンバー制度を活用しまして、申出の際に、生活保護情報は職権で確認することを説明し、またマイナンバー制度を活用して、税情報を確認することに同意してもらうことによりまして、これにより市が公簿確認することで、添付書類を確認できるというものでございます。

いずれにしても、窓口で本人に必要な情報を閲覧していいかということを確認を求め、また同意してもらうことが前提でございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

この利便性の向上ということで、喜ぶ市民の方もたくさんいらっしゃると思うんですけれども、一方で、そういうことに抵抗感を感じる方もいらっしゃると思いますので、慎重にさせていただきたいと思うんですけれども

も、今、窓口のほうで説明をした上でということもあったんですけども、いろんな部署にこういう取組が広がっていくに当たって、市の中でもしっかりとどの窓口でも同様に、丁寧な説明などしていただきたいと思うんですが、そのあたりもし具体的な取組などあれば教えていただければと思います。

○情報管理課長（菊地 浩君） マイナンバー制度は、事務手続きごとに利用する個人情報を法律や条例に規定し、オープンにすることによりまして、市民の皆様が御自身の個人情報の使われ方を把握することができるようにすることを目的にしております。したがって、窓口対応におきましても、こうした必要な情報を確認するために、何のために、何の情報を使うのかにつきまして、分かりやすく、丁寧な説明が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第10号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第17 第11号議案 東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第17 第11号議案 東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第11号議案 東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

の三つの法律が、個人情報の保護に関する法律に統合・一本化され、他の二つの法律が廃止されます。

これに伴いまして、個人情報保護条例において引用している法律名や条項に変更が生じますことから、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第2条第2号は、所要の文言整理を行うものであります。

第2条第8号、第3条第3項、第48条第3項及び第49条は、先ほど御説明申し上げました法律の改廃に合わせ、引用している法律の名称や条項を改めるほか、所要の文言整理を行うものであります。

最後に、附則であります。条例の施行日を令和4年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御説明申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第11号議案 東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第18 第12号議案 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第18 第12号議案 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第12号議案 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、東大和市医師会及び東大和市歯科医師会との協議結果を踏まえ、令和4年度の学校医及び学校歯科医の報酬額を改定すること、及び市立狭山保育園でのゼロ歳児保育がなくなることに伴い、非常勤特別職の名称変更並びに報酬額の改定を行うものであります。

また、改正手続を進める中で、令和3年度の学校医及び学校歯科医の報酬額の改定手続を失念していたことが判明いたしました。

管理監督の責任者として、心からおわびを申し上げます。今後はこのような誤りがなきよう、慎重に職務を遂行してまいります。

このことに伴う過払い金の清算が終了いたしましたので、本来の正しい報酬額を支払うために、令和3年4月1日に遡及して報酬額を改定する必要が生じたことから、本改正条例は、施行日の異なる、第1条による改正及び第2条による改正の2条立てとしております。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第1条による改正は、別表中、学校医及び学校歯科医の報酬について、月額4万4,290円を4万5,450円に改めるものであります。

第2条による改正は、別表中、学校医及び学校歯科医の報酬について、月額4万5,450円を4万5,650円に改めるとともに、同表の「零歳児保育指定保育園嘱託医」を「狭山保育園嘱託医」に改め、その報酬について月額4万8,930円を1万8,870円に改めるものであります。

最後に、附則であります。条例の施行期日等を定めるもので、附則第1項は条例の施行日について、第1条の規定並びに附則第2項及び附則第3項の規定は公布の日とし、第2条の規定は令和4年4月1日とするものであります。

附則第2項は、「第1条の規定による改正後の条例の規定は、令和3年4月1日から適用する」とするものであります。

附則第3項は、報酬の内払について定めるもので、「第1条の規定による改正前の条例の規定により支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす」とするものであります。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○7番（上林真佐恵君） お伺いします。この狭山保育園の嘱託医なんですけれども、ゼロ歳児なくなるということで、これ年間の嘱託医の方が園に行く回数などはどのように変わるのか、また、その回数は市内の他の認可保育園と比べて違いがあるのかどうか教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 狭山保育園のほうは、ゼロ歳児がなくなることによって、ゼロ歳児がいるときには毎月1回、医師が訪問して健康診断を行っていたと。ゼロ歳児がなくなることにより、1歳児については半年に1回ということで、年2回、健康診断を行うというものです。そのほか民間園につきましては、このルールは同じような形で適用しているところでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第12号議案 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第19 第13号議案 東大和市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第19 第13号議案 東大和市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第13号議案 東大和市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、審査の申出に対する決定書について、原本と正本・副本を区別し明確化を図るよう、審査請求に対する裁決書と同様の作成方法とするため、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第11条は、決定書の作成について定めた規定であります。第1項中、「正副2通」を削るものであります。

最後に、附則であります。条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第13号議案 東大和市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで5分間休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時27分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20 第14号議案 東大和市生涯学習推進計画審議会条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第20 第14号議案 東大和市生涯学習推進計画審議会条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第14号議案 東大和市生涯学習推進計画審議会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、令和4年4月1日付の組織改正に伴い、審議会の庶務に係る担当部の名称を改める必要がありますことから、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第9条は、庶務について定めた規定であります、「社会教育部」を「教育部」に改めるものであります。

最後に、附則であります、条例の施行日を令和4年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第14号議案 東大和市生涯学習推進計画審議会条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第21 第15号議案 東大和市民会館条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第21 第15号議案 東大和市民会館条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第15号議案 東大和市民会館条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、令和4年4月1日付の組織改正に伴い、市民会館に係る事務が、市長部局から教育委員会に移管されますことから、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

事務の移管に対応するため、第3条ただし書及び第14条ただし書を除いた本則中の表記を、「市長」から「教育委員会」に改めるものであります。

第3条ただし書につきましては、ただいま御説明申し上げました本則全体の改正と同様に、「市長」を「東大和市教育委員会」に改めるものであります。あわせて略称を規定するものであります。

第4条第2項につきましては、文言整理を行うものであります。

第7条第3項第2号につきましては、「規則」を「東大和市教育委員会規則」に改めるものでありますが、あわせて略称を規定するものであります。

第16条第3項第1号につきましては、文言整理を行うものであります。

最後に、附則であります、条例の施行日を令和4年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第15号議案 東大和市民会館条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第22 第16号議案 東大和市長立児童館条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第22 第16号議案 東大和市長立児童館条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第16号議案 東大和市長立児童館条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、令和4年4月1日付の組織改正に伴い、児童館に係る事務が、市長部局から教育委員会に移管されますことから、本条例の一部改正を御提案申し上げます。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第4条から第7条は、休館日、利用時間、利用者の範囲及び利用の制限について定めた規定であります。組織改正により、各規定において要件を満たすことを認める者が、市長から教育委員会に変わることに伴い、文言を改めるとともに、所要の文言整理を行うものであります。

第9条は、委任について定めた規定であります。組織改正に伴い、条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定めることとなりますことから、所要の文言整理を行うものであります。

最後に、附則であります。条例の施行日を令和4年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第16号議案 東大和市立児童館条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第23 第17号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第23 第17号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第17号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する

条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、令和4年4月1日付の組織改正により、学童保育所に係る事務が市長部局から教育委員会に移管されること及び東大和市立第四小学校内に、学童保育所第四クラブ四小内育成室を新設することに伴い、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第2条は、名称、位置及び基準定員について定めた規定であります。組織改正に伴い、基準定員を教育委員会規則で定めることとなりますことから、文言整理を行うものであります。

第3条から第6条の2は、休所日、利用時間、入所要件、入所の承認及び延長学童保育について定めた規定であります。組織改正により、各規定において要件を満たすことを認める者が、市長から教育委員会に変わることに伴い、文言を改めるものであります。

第7条は、育成料等について定めた規定であります。個人住民税非課税世帯の育成料等を無料とする規定について、単身赴任等により、住民基本台帳上は別の世帯であっても、児童の保護者については同一生計であることから、非課税世帯の判定に含めることを明確にするために、文言を改めるものであります。

なお、改正前におきましても、単身赴任中の保護者の課税状況は、非課税世帯の判定に含めておりますことから、この改正により育成料等が無料となる方の範囲が変更されるものではありません。

第8条から第11条は、育成料の免除、育成料等の不還付、退所等の届出及び入所等の承認の取消しについて定めた規定であります。組織改正により、各規定において要件を満たすことを認める者が、市長から教育委員会に変わることに伴い、文言を改めるほか、所要の文言整理を行うものであります。

次に、別表であります。東大和市立学童保育所第四クラブ四小内育成室の新設に伴い、その名称及び位置を追加するものであります。

最後に、附則であります。第1項は条例の施行日を令和4年4月1日とし、附則第3項の規定は、公布の日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の規定で、「改正後の第7条及び第8条の規定は、令和4年4月以後の月分の育成料及び延長育成料について適用し、同年3月以前の月分の育成料及び延長育成料については、なお従前の例による。」とするものであります。

第3項は、「令和4年4月以後の月分の育成料又は延長育成料の決定又は免除は、この条例の施行の前日においても、改正後の第7条及び第8条の規定の例により行うことができる。」とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ござい

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第17号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第24 第18号議案 東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第24 第18号議案 東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第18号議案 東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、民法改正による成年年齢の引下げに伴い、結核医療給付金の支給対象者の年齢基準に変更が生じますことから、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第10条は、結核・精神医療給付金について定めた規定であります。第1項各号における結核医療給付金の支給対象者の年齢基準を、「20歳」から「18歳」に改めるものであります。

最後に、附則であります。条例の施行日を令和4年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ござい

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第18号議案 東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本日の会議は、これをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午前11時42分 延会